

2018年1月8日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—環境保護政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第455号）

上海市の財政局等3局、 大気・水汚染物の税額標準を公表 『環境保護税法』関連で

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市財政局、上海市地方税務局、上海市環境保護局は連名で、2017年12月18日付『当市における課税大気汚染物および水汚染物に係る環境保護税適用税額の標準等に関する問題についての通達』（滬財発[2017]8号、以下『8号通達』という）を公布しました。2018年1月1日から施行が始まった『環境保護税法』¹に基づき、上海市における大気汚染物と水汚染物に対する環境保護税の税額標準などを定めています。『8号通達』は、2018年1月1日より施行されています。

□ 大気汚染物の税額標準は2段階で

『環境保護税法』はその第6条で、環境保護税の税目、税額は『環境保護税法』に付属する『環境保護税税目税額表』に基づき執行するとし、大気・水汚染物の具体的な税額については、同表規定の税額幅内で、各地方政府が各地の現状に基づき確定すると定めています。同表が規定する税額幅とは、大気汚染物が「1.2元～12元／汚染当量」、水汚染物が「1.4元～14元／汚染当量」です。

これを受けた『8号通達』は、大気汚染物として二酸化硫黄、窒素酸化物、その他を挙げ、それらに対する税額標準の適用開始日を2018年1月1日からと2019年1月1

【図表】大気・水汚染物の税目および税額標準

税目（汚染物）		税額	
		2018年	2019年
大気	二酸化硫黄	6.65元	7.6元
	窒素酸化物	7.6元	8.55元
	その他	1.2元	1.2元
水	化学的酸素要求量	5元	
	アンモニア性窒素	4.8元	
	第1類水汚染物	1.4元	
	その他	1.4元	

※税額計算単位：汚染当量

※大気・水汚染物の詳細および各汚染当量値については、『環境保護税法』附表2「課税汚染物および当量値表」をご参照ください。
（『8号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 『環境保護税法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第444号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0462-XF-0105.pdf>

日からの2段階で定め、税額標準もそれぞれ異なる額で設定しています。水汚染物には化学的酸素要求量、アンモニア性窒素、第1類水汚染物、その他を挙げ、それらに対する税額標準の適用開始日は2018年1月1日からとしています（図表参照）。

また、税額標準については、環境受容能力、汚染物排出の状況および経済社会における生態発展目標の変化の状況に基づき適宜、調整を行う（第1条第2項）とあるように、今後も上海市の関係当局が公布する関連規定・通達に対して注意を払う必要がありそうです。

*

2017年12月18日付『経済参考報』の報道によると、北京市は大気・水汚染物の税額標準をともに税額幅の上限となる12元と14元に決定したと伝えています。この他に上海市、天津市、河北省などの税額標準は相対的にやや高めに、遼寧省、吉林省、浙江省、広東省などは下限もしくはそれに近い税額に定めているとしています。『8号通達』は上海市のみを対象としているため、その他地域の税額標準等は当地の規定・通達をご参照ください。

『8号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および5ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

上海市財政局、上海市地方税務局、上海市環境保護局
滬財発[2017]8号
当市における課税大気汚染物および水汚染物に係る
環境保護税適用税額の標準等に関する問題についての通達

各区財政局、税務局、環境保護局、市財政監督局、市税務局各直属分局：

『中華人民共和国環境保護税法』（以下『環境保護税法』という）は、当該法施行の日より、『環境保護税法』の規定に基づき環境保護税を徴収し、もはや汚染物排出費を徴収しないと明確にしており、本法は2018年1月1日より施行する。着実に業務の貫徹・具体化を遂行し、『環境保護税法』の順調な実施を確保するため、ここに当市における課税大気汚染物および水汚染物に係る環境保護税適用税額の標準等に関する事項を以下のとおり通知する。

1. 市政府が市14期人民代表大会常務委員会41回会議に提案し、表決を経て可決した当市における課税大気汚染物および水汚染物に係る環境保護税適用税額の標準。
 - (1) 課税大気汚染物に係る適用税額の標準。2018年1月1日より、二酸化硫黄、窒素酸化物の税額標準はそれぞれ6.65元/汚染当量、7.6元/汚染当量とし、その他の大気汚染物の税額標準は1.2元/汚染当量とする。2019年1月1日より、二酸化硫黄、窒素酸化物の税額標準はそれぞれ7.6元/汚染当量、8.55元/汚染当量に調整する。
 - (2) 課税水汚染物に係る適用税額の標準。2018年1月1日より、化学的酸素要求量の税額標準は5元/汚染当量、アンモニア性窒素の税額標準は4.8元/汚染当量、第1類水汚染物の税額標準は1.4元/汚染当量、その他の種類の水汚染物の税額標準は1.4元/汚染当量とする。

当市は環境受容能力、汚染物排出の状況および経済社会における生態発展目標の変化状況に基づき、適宜、法に基づき当市の税額標準に対して調整を行う。

2. 各区財政、環境保護部門は厳格に国家による汚染物排出費の整理政策に関する要求を具体化し、着実に当市の汚染物排出費制度の同時調整業務を遂行しなければならない。各区税務、環境保護部門は厳格に『環境保護税法』ならびに当市における課税大気汚染物および水汚染物に係る環境保護税適用税額の標準等、関連規定を執行し、部門の提携・協力を強化し、宣伝・補導・研修を強化し、環境保護税の徴収・管理を強化し、税金が遅滞なく全額入庫することを保障すること。

上海市財政局
上海市地方税務局
上海市環境保護局

2017年12月18日

(中国語原文)

上海市财政局、上海市地方税务局、上海市环境保护局
沪财发〔2017〕8号

关于本市应税大气污染物和水污染物环境保护税适用税额标准等有关问题的通知

各区财政局，税务局，环保局，市财政监督局，市税务局各直属分局：

《中华人民共和国环境保护税法》（以下简称《环境保护税法》）明确，自本法施行之日起，依照《环境保护税法》规定征收环境保护税，不再征收排污费，本法自2018年1月1日起施行。为切实做好贯彻落实工作，确保《环境保护税法》顺利实施，现就本市应税大气污染物和水污染物环境保护税适用税额标准等有关事项通知如下：

- 一、 经市政府提请市十四届人大常委会四十一次会议表决通过，本市应税大气污染物和水污染物环境保护税适用税额标准为：
- （一） 应税大气污染物适用税额标准：2018年1月1日起，二氧化硫、氮氧化物的税额标准分别为6.65元/污染当量、7.6元/污染当量；其他大气污染物的税额标准为1.2元/污染当量；2019年1月1日起，二氧化硫、氮氧化物的税额标准分别调整为7.6元/污染当量、8.55元/污染当量。
- （二） 应税水污染物适用税额标准：2018年1月1日起，化学需氧量税额标准为5元/污染当量，氨氮税额标准为4.8元/污染当量，第一类水污染物税额标准为1.4元/污染当量；其他类水污染物税额标准为1.4元/污染当量。

本市将依据环境承载能力、污染物排放状况和经济社会生态发展目标的变化情况，适时依法对本市税额标准作出调整。

- 二、 各区财政、环保部门应当严格落实国家有关排污费的清理政策要求，切实做好本市排污费制度的同步调整工作；各区税务、环保部门要严格执行《环境保护税法》以及本市应税大气污染物和水污染物环境保护税适用税额标准等有关规定，加强部门协作配合，加强宣传辅导培训，加强环境保护税征收管理，保障税款及时足额入库。

上海市财政局
上海市地方税务局
上海市环境保护局
2017年12月18日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。